

入札説明書

次に掲げる物件について、制限を付した一般競争入札を実施します。

本入札に参加しようとする者は、本入札説明書、加古川市ホームページ及び売買契約約款を熟読の上で入札してください。なお、入札手続き等について不明な点は、加古川市会計課に照会すること。

【参考】加古川市ホームページ(以下「市ホームページ」という。):

ホーム>行政・暮らし>組織から探す>会計室>会計課>金地金売却に係る制限付き一般競争入札 からご覧いただけます。

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaikeishitsu/kaikeishitsu/47813.html>

1 入札に付する物件

物件名	数量	最低買取率※
金地金（スイスバンク（SWISS BANK）製）250 g	2本	100.000%

※ 買取率とは、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している1gあたりの「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことを指します。

※ 最低買取率とは、あらかじめ加古川市（以下「市」という。）が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とします。

なお、メーカー、重量については金地金に刻印されたものを表記しているものであり、市が真贋判定を行ったものではありません。

2 仕様内容（買取方法、買取条件等）

- (1) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金の買取率（%）を入札書に記載してください。
- (2) 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日の午前9時30分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率及び重量（500 g）を乗じた額とします。また、その額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り捨てることとします。
- (3) 買取日は、原則、令和8年2月12日（木）とします。
- (4) 入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋判定の場は設けません。
- (5) 金地金は、買取日に両者立ち会いのもと、査定・真贋判定を行い、落札者による買取代金の一括納付が完了した後に引き渡すものとします。なお、査定・真贋判定の場所は、加古川市役所とします。
- (6) 査定・真贋判定の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外することとします。
- (7) 金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けません。

3 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければいけない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しない者であること。
- (2) 公告日、入札（開札）日のいずれにおいても、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 法人用の古物商許可証を持ち、公告日現在において、引き続き5年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許又は許可を受けていること。
- (5) 国税を滞納していないこと。
- (6) 加古川市市税を滞納していないこと（令和8年1月15日（木）時点）。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国的一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

4 入札参加申込み

入札者は、必要書類を加古川市会計課（以下「会計課」という。）に提出し、入札保証金を納付する必要があります。

期限までに申込みを行わなかった者、入札保証金の納付を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(1) 必要書類

- ① 制限付き一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 加古川市市税確認承諾書（様式3）
- ④ 納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 印鑑（登録）証明書
- ⑦ 古物商許可証の写し（法人用）
- ⑧ 入札保証金の返還先口座が分かるものの写し（通帳等）

※ ①～③の様式は、市ホームページよりダウンロードください。

※ ③については、加古川市外の方でも提出が必要です。

※ ④～⑥については、発行後3か月以内の原本を提出してください。

(2) 参加申込期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月26日（月）まで（土・日曜、祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

(3) 提出方法

直接会計課窓口へ持参か、書留郵便

※ 書留郵便による場合は、申込締切日（令和8年1月26日）必着とします。

また、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

※ 参加申込みについては、加古川郵便局留での提出はしないでください。

(4) 提出場所

加古川市役所 会計課（新館1階12番窓口）

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

(5) 参加資格審査結果の通知

申込者全員に対し、令和8年1月29日（木）ごろに電子メールで通知します。

会計課からの電子メールが受信できるように、あらかじめ受信設定をご確認ください。（E-mail : kaikei@city.kakogawa.lg.jp）

(6) 留意事項

- ・提出されたすべての書類は、返却しません。
- ・共有名義での申し込みはできません。
- ・参加申込書の内容変更や取り下げは、申込締切日までに行うことができます（取下書は自由書式）。
- ・参加申込受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込の受付を取り消します。
- ・参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切応じません。

5 入札保証金

(1) 入札保証金額 1,290,200円

(2) 入札保証金の納付

- ・原則、市が指定する口座への銀行振込に限ります。また、振込手数料は納付者の負担となります。
- ・納付書による納付を希望する者は、令和8年1月27日（火）正午までにその旨申し出てください。
- ・原則として、令和8年2月6日（金）までに納付してください。ただし、納付者が提示する書類等に基づき、開札日時までに市が納付の事実を確認できた場合には、納付されたものとみなします。

(3) その他

- ・落札者以外の入札保証金は、開札終了後、必要な事務処理期間（約1か月）を経て、参加申込時に記入いただいた口座に還付します。
- ・落札者の入札保証金の取り扱いについては、本書の「12 落札後の手続き」の「（1）契約保証金」に記載のとおりです。
- ・入札保証金には、利子は付しません。

6 入札の方法及び期間等

郵便入札としますので、必ず以下内容を熟読のうえ、入札してください。

また、郵便入札に必要な様式は、令和8年1月26日（月）午後6時ごろに市ホ

ームページで公開します。

(1) 入札書の記入押印

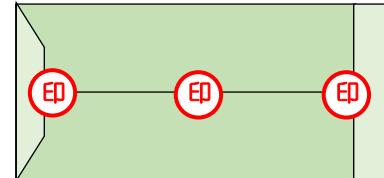
入札書記入例を参照のうえ、入札書に記入押印ください。

(2) 入札書の封入・封かん

以下の方法により、入札書封筒（中封筒）及び郵送用封筒（表封筒）の二重封筒にしてください。二重封筒になっていない場合は、入札を無効とします。

① 入札書封筒（中封筒）（以下「中封筒」という。）

- 「入札書封筒（中封筒）ラベル」に商号又は名称を記入のうえ、点線で切り取り、封筒（長3サイズ程度）の表に貼り付けしてください。
- 記入押印した入札書を、中封筒に入れてください。
- 中封筒を封かんする前に、以下事項を最終確認してください。
 - ・入札書に記入押印の漏れや誤りがないこと
 - ・中封筒に入札書1枚のみが入っていること
- 入札書を封かんした後、封印として中封筒の継目にそれぞれ押印してください。



▲中封筒の裏（イメージ）

② 郵送用封筒（表封筒）（以下「表封筒」という。）

- 「郵送用封筒（表封筒）ラベル」に商号又は名称を記入のうえ、点線で切り取り、封筒（角2サイズ程度）の表に貼り付けしてください。
- 封印まで行った中封筒を、表封筒に入れてください。
- 表封筒を封かんする前に、以下事項を最終確認してください。
 - ・中封筒に中封筒ラベルが貼付され、表封筒に表封筒ラベルが貼付されていること
 - ・表封筒に中封筒1通のみが入っていること

(3) 入札書の郵送

- ・表封筒の封かんまで行った入札書を、簡易書留により、加古川郵便局留で郵送してください。
- ・普通郵便やメール便又は特定記録郵便など、その他の方法により送付した場合、加古川郵便局留の方法以外で郵送した場合や持参した場合は、入札を無効とします。

(4) 入札期間（加古川郵便局への到達期間）

令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）まで

(5) 留意事項

- ・郵便入札に要する費用は、すべて入札者の負担となります。
- ・加古川郵便局の保管期間は10日間です。入札期間よりも前に郵送された場合、加古川郵便局への到達時期によっては10日間の保管期間を超過してしまい、加古川郵便局から差出人に返却される可能性があるので、ご注意ください。

7 入札書の取り扱い

- (1) 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、入札書の記載内容を十分確認のうえ提出してください。
- (2) 入札が中止又は取消しとなった場合でも、入札書は返却いたしません。
- (3) 入札を辞退する場合は、令和8年2月9日（月）までに辞退届を提出してください。なお、入札書到達後の辞退は認められません。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札書が所定の期間内に到着しない入札
- (4) 加古川市会計課へ直接持参された入札
- (5) 所定の方法（加古川郵便局留の書留郵便）以外の方法で郵送された入札
- (6) 郵送用封筒（表封筒）の提出先（会計課）の記載が不明瞭な入札
- (7) 入札書が入札書封筒（中封筒）に封入されていない入札
- (8) 各封筒が封かんされていない入札
- (9) 入札書封筒（中封筒）の案件名及び入札者の商号又は名称の記載が不明瞭な入札
- (10) 入札書封筒（中封筒）の記載内容と同封された入札書が相違する入札
- (11) 入札者が同一事項について2通以上した入札
- (12) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (13) 入札保証金が納付されていない入札
- (14) 入札書に買取率、入札者の氏名及び押印のない入札
- (15) 買取率を訂正した入札
- (16) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (17) 買取率が最低買取率未満の入札
- (18) 入札書に、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、その他訂正の容易な筆記具により記入した入札
- (19) 執行者が、錯誤の入札（入札単位の取り違え、桁違い等）であると判断し、当該入札者がこれを認めた場合
- (20) その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札

- (1) 開札日時・場所

日時：令和8年2月10日（火）午後2時00分

場所：加古川市役所

- (2) 開札の傍聴

原則、開札は来ていただく必要はありません。

開札の傍聴を希望する者は、令和8年2月9日（月）正午までに会計課まで連絡してください。なお、傍聴できるのは、入札者（委任状を提出する場合は

代理人) のみです。

(3) その他

- ・開札には、入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- ・開札処理の進行の都合により、開札時間が予定よりも前後する場合があります。
- ・開札を傍聴する者は、担当職員の指示に従わなければなりません。

10 落札者の決定

開札を行い、入札した買取率が最低買取率以上かつ、最高買取率である入札者を落札者として決定とします。

ただし、当該最高の買取率をもって入札した者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。原則、該当する応札者がくじを引くものとし、くじの辞退はできません。くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

なお、くじを引く日時、場所は会計課が別途連絡します。

11 落札結果の通知

落札者を決定したときは、速やかに落札者に対して結果を通知します。

また、開札結果として、落札者の法人名及び落札買取率を市ホームページ内で公表しますので、入札者はこのことを了承した上で入札してください。

12 落札後の手続き

(1) 契約保証金

- ・納付済みの入札保証金を契約保証金に全額充当します。
- ・落札者が契約締結しないときは、納付済みの入札保証金を没収し、返還しません。

(2) 査定・真贋判定

- ・本書の「2 仕様内容（買取方法、買取条件等）」（3）から（6）に記載のとおりです。
- ・査定・真贋判定に要する費用は、すべて落札者の負担となります。

(3) 契約の締結

- ・落札者は、令和8年2月19日（木）までに別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。
- ・落札者が契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うことになります。また、納付済みの入札保証金は、市に帰属します。

(4) 買取代金の残金の納付

- ・令和8年2月24日（火）午後2時30分までに、買取代金の残金（納付いただいた契約保証金額（入札保証金額）を買取代金から控除した額）を納付いただきます。
- ・納付方法は、市が指定する銀行口座への振込か、契約締結時にお渡しする納付書での納付をお願いします。なお、口座振込による納付の場合、振込手数料は納付者の負担となります。

- ・納付期限までに市が買取代金の納付が確認できない場合、契約を解除する場合があります。その場合、納付済みの契約保証金を没収し、返還しません。

13 売却物件の引き渡し

- (1) 引き渡し期間は、買取代金の入金確認後から令和8年2月27日（金）午後3時までの間とします。
- (2) 引き渡し場所は、加古川市役所とします。
- (3) お引取りの際は、その予定日時を事前に加古川市会計課までご連絡ください。
- (4) 引き渡しに要する費用は、すべて落札者の負担となります。

14 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る費用など、本入札に係る必要な経費は全て入札者の負担とします。
- (2) 緊急又はやむを得ない理由等により、本入札を実施することができないと認めるときは、停止、中止及び取り消すことがあります。なお、この場合においても、本入札に要した費用を市に請求することはできません。
- (3) この説明書に定めのない事項については、加古川市財務規則その他関係法令の定めるところによります。

15 問合せ先

加古川市役所会計課出納係

電話番号：079-427-9299

E-mail : kaikei@city.kakogawa.lg.jp

以 上